

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 (S A) 00-01 R 0
提出年月日	令和 3 年 9 月 15 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開 (通信)

(再処理施設)

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第 51 条 通信連絡を行うための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開（追而）
別紙 2 で第 1 回申請対象とした基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較（追而）
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出（追而）
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ（追而）
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

通信(SA)00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/15	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/15	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/15	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/15	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (1 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第五十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。SA 通①, SA 通②, SA 通③, SA 通④, SA 通⑤, SA 通⑥, SA 通⑦, SA 通⑧, SA 通⑨</p>	<p>7. その他再処理設備の附属施設 7. 15 通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA 通①-18</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。SA 通①-19</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。SA 通①-20</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (s) 通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA 通①-18</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。SA 通①-19</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (x) 通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。□</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。□</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。SA 通①-20</p>	<p>1. 9. 47 通信連絡を行うために必要な設備 (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第47条に規定する「再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇ 代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する)</p>	

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

紫字：DB設備に関する記載(比較対象外箇所)

🗨️：発電炉との差異の理由 🟡：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (2 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「計測等」について対象を明確にした。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「重大事故等」については事業許可基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p>	<p>7. 15. 1 通信連絡設備 (事業所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) を設ける設計とする。SA 通①-1, SA 通①-2, SA 通①-3</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA 通①-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置する。SA 通①-2</p> <p>【許可からの変更点等】 他の文章と内容が重複しており、詳細に記載した文章から基本設計方針に展開したため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(13/26)～(15/26)に記載する。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(4/26)に記載している。</p>	<p>9. 17. 2 重大事故等対処設備</p> <p>9. 17. 2. 1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。代替通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。SA 通⑤-1, SA 通⑥-12</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の系統概要図を第9. 17. 2-1図及び第9. 17. 2-2図に示す。◇</p> <p>また、代替通信連絡設備の機器配置図を第9. 17. 2-3図～第9. 17. 2-36図に示す。◇</p> <p>【許可からの変更点等】 共有する代替通信連絡設備について対象及び個数を明確にした。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇</p> <p>所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備 (発電所内) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備 (発電所内) として、必要な数量の衛星電話設備 (固定型) 及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備 (携帯型) 及び無線連絡設備 (携帯型) を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備は、必要な数量に故障を考慮した数量を含めているため</p>	<p>①(P4)～</p> <p>SA 通①-1 (P4～)</p> <p>SA 通①-3 (P3から)</p> <p>SA 通⑤-1 (P6, 10, 14, 15～)</p> <p>SA 通⑥-12 (P14, 15～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (3 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「情報把握計装設備用屋内伝送系統等」の指す内容は前処理建屋可搬型情報収集装置などであり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】 放射線監視設備の一部及び環境管理設備の一部について、対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】 他条文設備のため「使用する設計とする」に修正。</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等、放射線監視設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに環境管理設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。SA通①-4, SA通①-5</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。SA通①-4</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。SA通①-3</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環境管理設備」の一部を配備する。SA通①-5</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備を使用する方針は同様であるが、再処理施設にて必要となる設備と発電炉にて必要となる設備が異なるため。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②</p>	<p>機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇</p> <p>所外データ伝送設備として、データ伝送サーバを設ける設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信回線の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備(発電所内)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>SA通①-3 (P2へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (4 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。SA 通①-1, SA 通①-6</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA 通①-6</p>			SA 通①-1 (P2 から)
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。SA 通①-1, SA 通①-7</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA 通①-7</p>			SA 通①-1 (P2 から)
	<p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。SA 通②-1</p>	<p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。SA 通②-1</p>			
<p>【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「設計とする」に修正。(以下同じ)</p>	<p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。SA 通②-2</p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備の仕様のため。</p>			SA 通②-2 (P20 から)
<p>【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「設ける設計とする」に修正。(以下同じ)</p>	<p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。SA 通①-8</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。SA 通①-9</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部を保管する設計とする方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(13/26)～(15/26)に記載する。代替通信連絡設備の設計目的は(2/26)に記載している。</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA 通①-8</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA 通①-9</p>		<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)及び携帯型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	①(P2)から

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (5 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p> <p>【「等」の解説】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。SA 通②-3</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。SA 通③-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-2</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA 通③-3</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部を保管する設計とする方針は同様であるが、再処理施設にて必要となる通信連絡設備と発電炉にて必要となる通信連絡設備が異なるため。</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。SA 通③-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-2</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA 通③-3</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について充電又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で運用が異なるため。</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備で動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で必要となる通信連絡設備が異なるため。また、再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。代替通信連絡設備の保管場所は(4/26)に記載している。</p>	<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>②(P9)へ</p> <p>SA 通③-3 (P10へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (6 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 共有する代替通信連絡設備について対象を明確にした。</p>	<p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。SA通⑤-1</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-2, SA通⑥-1</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置に該当する設備は、別の設備区分の設備（情報把握計装設備、放射線監視設備）であるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置に該当する設備は、別の設備区分の設備（緊急時対策建屋情報把握設備）であるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため、本基本設計方針には記載しない。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備は共用により悪影響を及ぼさない設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で共用する通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>⑤(P10)から</p> <p>SA通⑤-1 (P2から)</p> <p>⑥(P10)から</p> <p>SA通⑤-2 (P10から)</p> <p>SA通⑥-1 (P10から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (7 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7. 15. 2 通信連絡設備 (事業所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を設ける設計とする。SA通①-10, SA通①-11, SA通①-12</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA通①-10</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを所外の必要場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(13/26)～(15/26)に記載する。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(8/26)に記載している。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設置する。SA通①-11</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) を配備する。SA通①-12</p>	<p>【許可からの変更点等】 他の文章と内容が重複しており、詳細に記載した文章から基本設計方針に展開したため。</p>	<p>4.2 通信連絡設備 (発電所外) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備 (発電所外) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要場所で共有するために必要な通信設備 (発電所外) として、必要な数量の衛星電話設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>③ (P8) へ</p> <p>SA通①-10 (P8 へ)</p> <p>④ (P8) へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (8 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考	
<p>許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため 「設置する設計とする」 に修正。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。SA通①-10, SA通①-13</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA通①-13</p>			<p>SA通①-10 (P7から)</p>	
	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。SA通①-10, SA通①-14</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA通①-14</p>				<p>SA通①-10 (P7から)</p>
	<p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。SA通①-15, SA通①-16</p>	<p>データ伝送設備は、緊急時対策建屋に設ける設計とする。SA通①-16</p>			<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な通信設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p>	<p>③(P7)から</p>
	<p>可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。SA通①-17</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。SA通①-18</p>	<p>可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA通①-17</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。SA通①-18</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 通信連絡設備を設置又は保管する設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で保管場所が異なるため。また、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(13/26)~(15/26)に記載する。通信連絡設備の設計目的については(7/26)に記載している。</p>		<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>④(P7)から</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。

(当社の記載)
<不一致の理由>
再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (9 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。SA 通②-4</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-4</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-5</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とす</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。SA 通②-4</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について屋外に配備したアンテナと接続することにより屋内で使用できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉にて使用する通信連絡設備の設備構成が異なるため。</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、緊急時対策建屋に設ける設計とする。SA 通①-15</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-4</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備から受電し動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉が必要となる通信連絡設備が異なるため。代替通信連絡設備の設置場所は(8/26)に記載している。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。SA 通③-5</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備から受電し動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。代替通信連絡設備の保管場所は(8/26)に記載している。</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とす</p>		<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、充電池を使用する設計とする。</p>	<p>②(P5)から</p> <p>SA 通①-15 (P8 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (10 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】 共用する代替通信連絡設備について対象を明確にした。</p>	<p>る。SA通③-6 充電池を用いるものについては、代替電源設備である制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。SA通③-3</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。SA通⑤-1</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-2, SA通⑥-1</p>	<p>る。SA通③-6</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, 再処理施設ともに通信連絡設備の一部について充電池又は乾電池で動作可能な設計とし, 7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが, 再処理施設と発電炉で運用が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では, 重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため, 本基本設計方針には記載しない。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, 再処理施設ともに通信連絡設備の一部について他施設と共用する方針は同様であるが, 再処理施設と発電炉で通信連絡設備を共用する意図が異なるため。</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は, MOX燃料加工施設と共用する。□</p> <p>共用する代替通信連絡設備は, 再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し, 同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで, 共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-2, SA通⑥-1</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, 再処理施設ともに通信連絡設備は共用により悪影響を及ぼさない設計とする方針は同様であるが, 再処理施設と発電炉で共用する通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>充電池を用いるものについては, ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし, 使用後の充電池は, 中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については, 基準地震動Ssによる地震力に対し, 地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため, 固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに, 信号ケーブル及び電源ケーブルは, 耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は, 同一の端末を使用することにより, 端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ, 安全性の向上が図れることから, 東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は, 共用により悪影響を及ぼさないよう, 東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX), テレビ会議システム(社内), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX), 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は, 東海発電所と共用とするが, 東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで, 安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>SA通③-3 (P5から)</p> <p>SA通⑤-1 (P2から)</p> <p>⑤(P6)へ</p> <p>SA通⑤-2 (P6へ) SA通⑥-1 (P6へ)</p> <p>⑥(P6)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (11 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通④-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。SA通④-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA通④-3、SA通⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トラ</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「リ.(4)(ix)(g)緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通④-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。SA通④-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA通④-3、SA通⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トラ</p>	<p>(1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1)a.多様性、位置的分散」に示す。 代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (12 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>ンシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通④-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシ</p>	<p>ンシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「リ.(1)(i)(b)(ロ)1 代替電源設備」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「リ.(4)(ix)(g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。SA通④-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシ</p>	<p>(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。◇</p> <p>また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (13 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>ミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA通④-5</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。SA通⑥-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通</p>	<p>ミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA通④-5</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA通⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。SA通⑥-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通</p>	<p>ータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。 代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数・容量 基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。 代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (14 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【「等」の解説】 「再処理事業所外等」の指す内容は国、地方公共団体などであり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】 共有する代替通信連絡設備について個数を明確にした。</p>	<p>通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑥-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑥-4</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とする。必要個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。SA通⑥-5</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。SA通⑥-6</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。SA通⑥-7</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。SA通⑥-8, SA通⑥-12</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代</p>	<p>通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑥-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。SA通⑥-4</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とする。必要個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。SA通⑥-5</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。SA通⑥-6</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。SA通⑥-7</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。SA通⑥-8</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代</p>	<p>とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。◇</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とする。必要個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ</p>		<p>SA通⑥-12 (P2から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (15 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。SA通⑥-9</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。SA通⑥-10, SA通⑥-12</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。SA通⑥-11</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。SA通⑤-1, SA通⑥-12</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。SA通⑤-1, SA通⑥-12</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。SA通⑤-5, SA通⑥-13</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。SA通⑤-6, SA通⑥-14</p>	<p>替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。SA通⑥-9</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。SA通⑥-10</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。SA通⑥-11</p> <p>【許可からの変更点等】共有する代替通信連絡設備について個数を明確にした。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。SA通⑤-5, SA通⑥-13</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA通⑤-6, SA通⑥-14</p>	<p>(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p>		<p>SA通⑥-12 (P2から)</p> <p>SA通⑤-1 (P2から) SA通⑥-12 (P2から)</p> <p>SA通⑤-1 (P2から) SA通⑥-12 (P2から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (16 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。SA通⑥-15</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑦-3</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。SA通⑥-15</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「ロ。(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑦-3</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。◇</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)a.環境条件」に示す。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。◇</p>		

【「等」の解説】
 「風(台風)等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。
 (以下同じ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (17 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA通⑦-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑦-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。SA通⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA通⑦-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA通⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA通⑦-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。SA通⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (18 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA通⑦-8</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対して除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。SA通⑦-9</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。SA通⑦-10</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑧-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑧-2</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。SA通⑨-1</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。SA通⑨-2</p> <p>乾電池を用いるものについては、定期</p>	<p>受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA通⑦-8</p> <p>許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため 「保安規定に定めて、管理する」に修正。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。SA通⑦-10</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑧-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。SA通⑧-2</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の一覧を以下に示す。□</p> <p>(a) 所内通信連絡設備 ページング装置(警報装置を含む。) (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 所内携帯電話 (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 専用回線電話 1式 一般加入電話 1式</p>	<p>策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対して除灰する手順を整備する。SA通⑦-9</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。 代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>9.17.2.3 主要設備の仕様 通信連絡を行うために必要な設備の仕様を第9.17.2-1表、第9.17.2-2表及び第9.17.2-3表に示す。◇</p> <p>9.17.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設</p>		<p>SA通⑨-1 (P26から)</p> <p>SA通⑨-2 (P26から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (19 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>的に乾電池を交換する。充電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。 SA通⑨-3</p>	<p>ファクシミリ 1式 (b) 所内データ伝送設備 プロセスデータ伝送サーバ 1式 放射線管理用計算機 1式 環境中継サーバ 1式 総合防災盤 1式 (c) 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (MOX燃料加工施設と共用) 1式 一般加入電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 一般携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 衛星携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ファクシミリ(MOX燃料加工施設と共用) 1式 (d) 所外データ伝送設備 データ伝送設備 1式 (e) 代替通信連絡設備 [常設重大事故等対処設備] 代替通話系統 1式 統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用)(MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用)(MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用)</p>	<p>備として、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統を設置する。◇ 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部を配備する。◇ 重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇ 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇ 設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇ また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇ 代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内において、必要な連絡を行う際に使用するものであり、屋内にあらかじめ</p>		<p>SA通⑨-3 (P26 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (20 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(MOX燃料加工施設と共用) 1式 データ伝送設備(設計基準対象の施設と兼用) 1式</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型通話装置 1式 可搬型衛星電話(屋内用)</p> <p>(MOX燃料加工施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ(屋内用) 1式 可搬型衛星電話(屋外用)</p> <p>(MOX燃料加工施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ(屋外用) 1式</p>	<p>敷設してあるケーブル、接続盤及び接続盤内の接続口で構成される系統である。</p> <p>◇ 代替通話系統は、常設重大事故等対処設備として前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に2系統設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設備である。◇</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。SA通②-2</p> <p>可搬型通話装置は、可搬型重大事故等対処設備として制御建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。</p> <p>◇ 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設備である。◇</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、充電電池で動作可能な設備である。◇</p>		<p>SA通②-2 (P4へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (21 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、 「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設備である。◇</p> <p>乾電池を用いる設備は、7日間以上継続して通話が可能な設備である。また、充電電池を用いる設備は、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電、又は受電することで7日間以上継続して通話が可能な設備である。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇</p> <p>a. 所内通信連絡設備 (a) 常設重大事故等対処設備 ページング装置（設計基準対象の施設と兼用） 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用） 専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用） 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用） ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>b. 所内データ伝送設備 (a) 常設重大事故等対処設備 プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用） 放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用） 環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用） 総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>c. 代替通信連絡設備 (a) 常設重大事故等対処設備 代替通話系統 (b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (22 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型トランシーバ(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用) 可搬型トランシーバ(屋外用)</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための通信設備として、「(1) a. 所内通信連絡設備」、「(1) b. 所内データ伝送設備」及び「(1) c. 代替通信連絡設備」を使用する。◇</p> <p>具体的には、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは、代替通話システム、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を使用する。◇</p> <p>「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部にて共有する。◇</p> <p>(2) 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (23 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、可搬型重大事故等対処設備として、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として、制御建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用可能な設備である。◇</p> <p>データ伝送設備は、再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送するための設備であ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (24 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>り、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。◇</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電電池で動作可能な設備である。◇</p> <p>再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇</p> <p>再処理事業所外への通信設備のうち、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>a. 所外通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用） 統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用） 統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用） 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用） 一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用） 衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用） ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>b. 所外データ伝送設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>c. 代替通信連絡設備</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (25 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a) 常設重大事故等対処設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) データ伝送設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型衛星電話 (屋内用) (MOX燃料加工施設と共用) 可搬型衛星電話 (屋外用) (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する通信設備として、「(2) a. 所外通信連絡設備」, 「(2) b. 所外データ伝送設備」及び「(2) c. 代替通信連絡設備」を使用する。◇</p> <p>具体的には、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を使用する。◇</p> <p>「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータをデータ伝送設備にて送信し、共有する。◇</p> <p>9.17.2.5 試験・検査 「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。◇</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話, 専用回線電話, 一般加入電話, ファクシミリ, 所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ, 放射線管理用計算機, 環境中継サーバ, 総合防</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (26 / 26)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>災盤, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話, ファクシミリ, 所外データ伝送設備のデータ伝送設備, 代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は, 再処理施設の運転中又は停止中に機能, 性能及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p><u>代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は, 再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能, 性能及び外観の確認が可能な設計とする。SA通⑨-1</u></p> <p><u>また, 代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は, 保管数量及び保管状態を定期的に確認する。SA通⑨-2</u></p> <p><u>乾電池を用いるものについては, 定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては, 定期的に充電を行う。SA通⑨-3</u></p>		<p>SA通⑨-1 (P18へ)</p> <p>SA通⑨-2 (P18へ)</p> <p>SA通⑨-3 (P19へ)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
SA通①	通信連絡設備及び代替通信連絡設備に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
SA通②	代替通信連絡設備の使用方法に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
SA通③	代替通信連絡設備の電源に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	—	—	a
SA通④	共通要因故障に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	2項一号	—	b
			3項二号 四号 六号	—	
SA通⑤	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	1項六号	—	b
SA通⑥	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	1項一号	—	a
SA通⑦	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	1項二号七号	—	b
			3項三号四号	—	
SA通⑧	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	1項三号五号	—	b
			3項一号五号	—	
SA通⑨	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十一条）の設備として考慮すべき特記事項	1項四号	—	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
□	重複記載	事業許可変更申請書本文内又は添付書類の記載と重複する内容である。			—

設工認申請書 各条文の設計の考え方

②	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため記載しない。	—
3. 事業変更許可申請書の添付のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業許可変更申請書本文又は添付書類内の記載と重複する内容である。	—
◇	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため記載しない。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書		
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	基本方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 2.2 通信連絡設備 (再処理事業所外)	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要のある場所と共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ (屋外用)を設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	基本方針 設計方針		【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等、放射線監視設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに環境管理設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備) 放射線管理施設 (代替モニタリング設備) 放射線管理施設 (代替気象観測設備) 計測制御系統施設 (制御室)	基本方針 設計方針		【緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備の構成】 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要のある場所と共有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ (屋内用)及び可搬型トランシーバ (屋外用) 3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.5 可搬型衛星電話 (屋内用)及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。 【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ (屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	可搬型衛星電話 (屋内用)及び可搬型トランシーバ (屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設 (通信連絡設備)	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等、放射線監視設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに環境管理設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
6	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
7	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所と共有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
8	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
9	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
10	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
11	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
12	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
13	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ベーキング装置 3.1.2 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ベーキング装置 3.1.2 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針 設計方針		【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 一般加入電話、ファクシミリ 3.2.2 一般携帯電話 3.2.3 衛星携帯電話、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.4 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.5 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	可搬型衛星電話（屋外用）は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の使用手法】 代替通信連絡設備の使用手法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種原、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
14	可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、充電地で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.1.1 ベーキング装置 3.1.2 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用) 3.1.4 代替電話系統及び可搬型電話装置 3.1.5 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用) 3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
15	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
16	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
17	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
18	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。
19	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。
20	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送設備の構成について説明する。
21	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2.1 一般加入電話、ファクシミリ 3.2.2 一般携帯電話 3.2.3 衛星携帯電話、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用) 3.2.4 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.5 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
22	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
23	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
24	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の使用手法】 代替通信連絡設備の使用手法について説明する。
25	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針	2.基本方針 2.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2.1 一般加入電話、ファクシミリ 3.2.2 一般携帯電話、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用) 3.2.3 衛星携帯電話、可搬型衛星電話(屋内用)、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	充電電池を用いるものについては、代替電源設備である制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針	3.2.5 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対地に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な敷設を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(多様性、位置的分散等)	—	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成として使用する。また、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(多様性、位置的分散等)	—	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、盗水、化学薬品漏えい、水災及び内部発生事故等に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等)	—	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーブ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーブ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対地設備	【重大事故等対地設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対地設備の多様性、位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーブ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーブ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合廃明建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(多様性、位置的分散等)	—	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種原、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.2 通信連絡設備(再処理事業 所外)	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について 説明する。
27	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(再処理事業 所外) 3.2.1 一般加入電話、ファク シミリ 3.2.2 一般携帯電話、可搬型 衛星電話(屋内用)及び可搬型衛 星電話(屋外用) 3.2.3 衛星携帯電話、可搬型 衛星電話(屋内用)及び可搬型衛 星電話(屋外用) 3.2.4 統合原子力防災ネット ワークIP電話、統合原子力防災 ネットワークIP-FAX、統合 原子力防災ネットワークTV会議 システム 3.2.5 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について 説明する。
28	充電電池を用いるものについては、代替電源設備である制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通信ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
29	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事 故等対処設備が使用される条件の 下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について 説明する。
30	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な敷地を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事 故等対処設備が使用される条件の 下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について 説明する。
31	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
32	代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
33	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏洩、水災及び内部発生機軸物に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
34	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
35	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合燃料建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種原、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
37	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
38	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
39	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
40	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
41	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な備数としてそれぞれ1台を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
42	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
43	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の備数】 通信連絡設備の個数について説明する。
44	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
45	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
46	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
47	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
48	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
49	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	内的事象を要因として発生した場合に對処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、漏水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設(通信連絡設備)	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【通信連絡設備の個数】
通信連絡設備の個数について説明する。

【重大事故等対処設備の環境条件等】
重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
51	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
52	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
53	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
54	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
55	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
56	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
57	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
58	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋外用)は、「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
59	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、漏水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
60	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—

【通信連絡設備の個数】
通信連絡設備の個数について説明する。
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
6. 系統施設毎の設計上の考慮
6.7 その他再処理設備の附属施設
6.7.15 通信連絡設備

【重大事故等対処設備の環境条件等】
重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
3. 健全性確保のための設計方針
3.3 環境条件等
3.3.2 重大事故等対処設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針（環境条件等）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、搬送率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（環境条件等）				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（操作性の確保）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（操作性の確保）		(1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（試験・検査性）				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（試験・検査性）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（試験・検査性）				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、搬送率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
64	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	(1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	—	—
66	また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
67	乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	—	—	—

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
—：当該申請回次で記載しない項目

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

別紙4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。